

令和元年度第2回三浦市総合教育会議会議録

○日 時 令和元年12月18日(水) 午後3時00分～午後3時55分

○場 所 三浦市役所第2分館第1会合室

○次 第

- 1 開 会
- 2 市長あいさつ
- 3 報 告
 - (1)三浦市学校教育ビジョンについて
 - (2)三浦市の学校教育現場における働き方の改善について
- 4 議 事
 - (1)南下浦市民センター等について
- 5 閉 会

○出席者(6名)

市 長	吉 田 英 男
教 育 長	及 川 圭 介
教育長職務代理	玉 井 恵 理
教 育 委 員	廣 瀬 牧 実
教 育 委 員	越 智 康 一
教 育 委 員	石 毛 浩 雄

○説明のために出席した職員

教 育 部 長	君 島 篤	教 育 総 務 課 長	増 井 直 樹
学 校 教 育 課 長	高 梨 真 一	学 校 給 食 課 長	武 田 健 二
文 化 ス ポ ー ツ 課 長	塚 本 孝 治	南 下 浦 市 民 セ ン タ ー 館 長	松 井 住 人
初 声 市 民 セ ン タ ー 館 長	蛭 田 一 成	青 少 年 教 育 課 長 兼 図 書 館 長	平 松 恭 輔

○事務局出席者

教育総務課教育総務グループリーダー 長 島 正 紀

○傍 聴 (5名)

○君島教育部長 定刻となりましたので、ただいまより、「令和元年度第2回三浦市総合教育会議」を開会いたします。

私は教育部長の君島でございます。本日の会議の進行を務めさせていただきます。よろしくお願いたします。

本会議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4第6項により、原則公開となりますので、ご承知おきください。本日の会議開催にあたり傍聴希望者がおられますので入室の許可をいただきたくお願いたします。

(傍聴希望者がおり議長(市長)に許可を受け傍聴者が入室)

○君島教育部長 改めまして、会議の主催者であります吉田市長からご挨拶をいただきます。吉田市長お願いたします。

○吉田市長 皆さん、こんにちは。総合教育会議令和元年度第2回目でございますが、諸所、報告等ございますので開催させていただきたいと思ひます。

総合教育会議は、三浦市の教育の方向性を示す重要な会議でございますので、日頃、教育委員会でそれぞれ議論いただいておりますけれども、総合教育会議の持っているテーマはまた、現状、学校教育ビジョンと非常に市民のみなさんの注目を集めると思ひますので、きちんとした議論、整理した内容で進めていきたいと思ひますので、よろしくお願申し上げたいと思ひます。

○君島教育部長 ありがとうございます。

それでは、次第3「報告」に入りますが、議事の進行につきましては地方教育行政及び運営に関する法律第1条の4において、地方公共団体の長が総合教育会議を設け、また、招集することになっておりますので、市長に議長をお願いたします。

○吉田市長 それでは会議を進めさせていただきたいと思ひます。本日の会議は報告事項が2件、議事が1件となっております。

早速ですが、報告事項の1つ目、「三浦市学校教育ビジョンについて」になります。事務局から説明をお願いたします。

○増井教育総務課長 三浦市学校教育ビジョンにつきまして、資料1をもとに作成から現在までの取り組み状況について、ご報告いたします。

令和元年度中に三崎地区、南下浦地区に設置するとしておりました地域協議会準備会を、初声地区に設置する小中一貫教育を地域とともに進めるための会議の準備会と併せまして、三浦市学校教育ビジョン地域協議会準備会という名称で、3地区ともに令和元年11月に設置いたしました。委員構成は三浦市PTA連絡協議会役員もしくは役員経験者1名、地区の区長会長1名、地区内の小中学校の学校長1名の各地区3名ずつでございます。準備会では、各々令和

2年度に設置します会議の構成委員に関する事、その会議で検討すべき事項などについてご協議いただき、教育委員会に意見を具申していただきます。11月19日(火)に、第1回目の会議を3地区合同で開催しまして、三崎地区と南下浦地区の地域協議会の委員構成は同一であるべきだといったようなご意見を頂きまして、その2つの地区については今後の準備会も合同で開催することとなりました。

今後は1月に開催いたします会議で、構成委員等の事務局案に関しまして、ご協議いただきまして、2月に開催する会議で準備会としての意見をまとめていただくことを目標に活動してまいります。初声地区については、2回目の会議につきましては2地区とは別に協議を進めてまいります。1月の会議は三崎地区、南下浦地区は1月16日(木)、初声地区は1月21日(火)に行う事と決定をいたします。

続きまして、市民への説明機会等について説明をいたします。12月11日(水)に南下浦地区の区長会臨時総会にお招きいただきまして、ビジョンの内容についてご説明いたしました。その場では通学手段について市の考え方を早く示すことが重要という意見や、ビジョン推進のカギは通学手段の事である、といったようなご意見をいただいております。

1月12日(日)には三浦まちづくりの会、こちらの勉強会にお招きをいただいております。説明と意見交換を実施する予定ですが、しっかりと教育委員会の考えをお伝えしたいと思っております。

また、令和2年度早々には三崎地区、南下浦地区で説明会を開催したいと今計画をしているところでございます。説明は以上でございます。

○吉田市長 この件についてご質問等ございますか。

○廣瀬委員 令和2年度に地区ごとの説明会実施とありますけれど、具体的に時期や回数は決まっていますか。

○増井教育総務課長 回数については1回ということではなく、何回もご説明をしてご理解をいただきたいと思っております。時期につきましては今のところ事務局では4月に入りまして早々には2地区とも実施したいという考えを持っております。

○吉田市長 他にございますか。

○玉井教育長職務代理 初声地区とその他の三崎、南下浦地区では意味合いが違うと思いますが、具体的に初声地区ではどのようなことを重点的に話し合いを進めていけますか。

○増井教育総務課長 三崎、南下浦地区は小学校の統廃合ということもございまして、そういったことが議論の中心になるかと思っておりますけれども、初声地区については、地域と共に学校が歩いていくためには、どういったことが必要かとか、学校からの報告ですとか、そういったことをする会になるかと思っておりますので、こちらの進め方についてのご意見をいただく準備会をしたいと考えております。

○玉井教育長職務代理 分かりました。ありがとうございます。

○越智委員 要望ですけれども、共通認識を色々な方々と持っていくうえで、小中連携教育というのと、小中一貫校教育というのと、小中一貫教育というのがごちゃごちゃになっているということが他地区の例で、全国的にみる場合がありますので、そのへんのところの違いとか認識をきちんと説明されていくように、よろしく願いいたします。

○君島教育部長 はい。分かりました。

○及川教育長 学校教育ビジョンについては、地域の方も関心を持たれていて、そういった点ではどういうふうになっていくのかなという事での不安も持っているのが事実なのかと思います。ですから、そういった点では説明会というのはとても大切な機会であると思っております。ビジョンをオープンにしてから、市P連の役員ですとかOBの方とのトーク&トークですとか学校教育ビジョンをお示しした当初はそういった機会があったのですが、そのあと、そういう求めがなく、こちらも若干消極的な部分もあったのかなと反省をしているところなのですが、今説明もあったように、今後については積極的にそういう場を設けていければと思っております。

やはり、全体的な気運を高めていくということが一番だと思いますので、その辺に配慮しながら進めていくことができると思っております。

○吉田市長 石毛委員どうですか。

○石毛委員 説明会が、三崎、初声地区で行われるということですが、その場で出たご意見等々はどこかで発表されるということはあるのでしょうか。

○増井教育総務課長 地域協議会の内容につきましては、積極的に広報誌、以前の場合ですとニュースという形で出したりしておりましたので、みなさんから頂いた意見や開催状況につきましては積極的に発信していきたいと考えております。

○吉田市長 準備会では地域協議会のどういう形でメンバーも含めて作っていかうかと、今議論していますよね。その議論というのは具体的な議論に入っていますか。

○増井教育総務課長 具体的には1月からです。

○吉田市長 1月からですね。その時に、例えば構成委員をどうするか、頻度が一程度、あまり間隔をあけてもいけないだろうし、広く意見を求めたりという手法も必要だし、そのようなことを協議するということで理解しておけばいいですね。準備会では、それを着実にやっていただくことと、地域協議会に入ると広く意見を募る手法が必要だと思います。そうすると例えば、教育委員会のホームページを作成したり、もしくはフェイスブックを作ったりというのが必要だと思うんだけど、市長室ではそういうノウハウを持っているから、是非、やってもら

たいです。やはりオープンに色々な意見を頂くというのは、色々な意見というのは必ずしもいい意見だけではないだろうけど、それを否定するというのはいけないだろうから、広く意見を募るためにも、今そういったSNSといった手段もありますから、どういう手段がいいのか、そのような手段を協議会の意見をオープンにするのは、手段として必要だと思いますので、それも併せて検討してもらえますか。皆さんどう思いますか。

○及川教育長 広く意見を聞くというのは本当に大切なことだと思うんですね。地域協議会についてはやはり限られたメンバーにどうしてもなっていくというのはあるので、今のようなSNSを利用した広く意見を聞くということと、地域での説明会の持ち方も1回ではなく複数回、そして、地域協議会で考えているのは、地域なのでその地域に関わる複数校の保護者、地域の方が集まるとかですね、そうするとやはり生の意見といいますか、そういうものを聞くことができるだろうと思っています。1つ1つの学校ごとに開くというのも考えとしてはあると思いますが、複数の学校の人が集まった方が色々な角度での意見が出るので、その方が、深みのある論議になるだろうと思っていますので、地域ごとに複数回開いて、広く意見を聞くことができればいいと考えています。

○吉田市長 これから地域協議会に2年度、移行していきますよね、そこで出た意見は広く市民の皆さんにお知らせしなくてはいけないと思っています。ということは、例えばホームページで地域協議会の議論の内容を公表する、という手段が一つ。あと、先ほど言ったようにフェイスブックなどを開設して、それに対する意見をもらうというのも一つ、やり方は、教育委員会にまかせますので検討してもらった方がいいと思います。市としても色々な媒体を通じてPRするような動きというのはすごく必要だと思いますのでそういうことをやった方がいいと思っています。

○君島教育部長 先ほど、前回の時にもニュースというような形で周知していったというお話させていただきましたが、その媒体、方法につきましては、例えばフェイスブックからのリンクでホームページにまとめるようにするとか、フェイスブックでも伝えていくとか、フェイスブックではご意見を伺えるようにする、もしくはフェイスブックからリンクでご意見を伺えるページにするとか、担当セクションともご相談をさせていただきながら進めさせていただきたいと思います。

○吉田市長 お願いします。検討してください。とりあえず学校教育ビジョンの経過についての報告ということで頂戴しましたので、今ここで議論になった市民の皆さんにどうやってお知らせしていくかという手法について、具体的な検討をしていただきたいと思います。地域協議会というのは責任ある発言をしてもらわないといけないので、責任ある発言をしてもらうということは、責任ある記録をして公表するというのを前提に協議してもらった方がいいと思います。SNSも必ずしもいい効果だけとは限らないとは思いますが、そこは今のPTAの保護者の皆さんは、一般的だと思うんですね、それに合わせるような意見を求めるのもいいかもしれないですね。そこは検討していただけますか。

それでは報告の方は終わらせていただきたいと思います。

○吉田市長　　続きまして、報告事項の2つ目。「三浦市の学校教育現場における働き方の改善について」について説明をお願いします。

○高梨学校教育課長　「三浦市の学校教育現場における働き方改革の改善について」報告させていただきます。

まず初めに、本日参考資料としてお配りした、「神奈川の教員の働き方改革に関する指針」についてご説明させていただきます。この指針は今年10月24日に策定されたものです。背景としましては、平成29年11月に県内の小学校60校、中学校30校を対象に実施した神奈川県教員勤務実態調査において、1週間の学校内の勤務時間数が60時間以上、これは月当たり換算すると過労死ラインと言われている80時間以上の時間外をしていることに当たるんですけど、この割合が小学校で35.7%、これは3人に1人。中学校は72.7%、3人に2人が過労死ラインを超えという実態をうけまして策定されたものです。これに持ち帰り仕事を勘案すれば、小学校は6割強、中学校は8割が過労死を超えてはいないかと言われている部分もあります。この指針は持続可能な学校運営と、子どもたちと教員が向き合う時間を確保し、効率的な教育活動を行うことを目的として策定されたものです。

主な内容としまして、特別な場合を除いて時間外勤務1か月あたり45時間、年間360時間を超えないようにすること。また、年次休暇一人当たり平均取得日数15日以上、長期休業期間中に5日を目標として学校閉庁日を設定すること。部活動については、活動指針に定められた休養日の取得の徹底等が挙げられております。

この指針の中で教育委員会に求められる取り組みとしまして、学校への調査・照会の市教委による精選。こちらにおきましては、現在も非常にたくさんの調査がきますが、こちらでできるものはこちらで記入していますし、精査させていただいています。また、学校における役割分担適正化については、教育委員会が主体的に行うものと、学校が行うべきものに整理して実施すること、これについては教育ビジョンの進め方にも関わってくる部分になってくるかと思えます。そして給食費の公会計化の検討、勤務時間の客観的な把握、これはICカードによる勤怠管理等の部分です。これは三浦市ではすでに導入しております。そして、各学校の行事や会議の取り組みを共有し改善に生かすこと等が求められております。また、今年7月1日に基準日として「令和元年度教育委員会における学校の働き方改革のための取り組み状況調査」というものが7月に各教育委員会、日本全国で行われました。そちらについての結果はまだ未公表となっているんですが、12月25日(水)17時にラジオ、テレビで、そして翌日の26日(木)に新聞の朝刊で公表されることとなっております。この調査結果は各教育委員会の取り組み状況について公表するとともに、好事例が公表される予定となっております。この掲載される好事例については参考にさせていただいて、三浦市の働き方改革を進めることもできるのではないかと期待しているところがございます。また、この調査をする際に、働き方改革を進めるにあたっての、国への要望というアンケート項目があったのですが、教職員の定数の改善、外部人材の配置の拡大、ICT整備のための予算の補助、部活動のあり方の見直し、そして、教育課程の取り扱いの見直しや、免許更新制度の見直し等に対して、予算や制度、学校、教育委員会における取り組みなど、総合的に取り組んでいくという回答が事前されました。ということは、今までなかった制度が出てくることも期待できるということです。このような状況のなか在校

時間についてICカード、タイムカード、パソコンの使用時間の記録等による客観的な勤務時間、職員の勤務時間の把握について出来ていると回答したものが、日本全国では50%を下回っている状態です。三浦市は勤怠管理を導入したことにより把握できております。そういう面では三浦市は環境が整っています。

実際に、昨年の6月からICカードによる勤怠管理を始めました。

主な目的としましては、教職員一人一人が自分の勤務時間が見える化して、改めて再確認して働き方を考え直すこと、そして管理職の労務管理者としての責任の意識向上です。今年度で比較しますと、今年度当初の指針にありました、月45時間未満にしないでという時間がありますが、小学校は今年4月には、まだ50.7%しか達成できていなかった。中学校においては24.1%の教員しか月45時間未満の時間内で収めることができていなかった部分が、先月11月を見てみますと、小学校では61.6%の教員が45時間未満の時間外となっています。50.7%から61.1%に。中学校は4月の24.1%から先月は54.4%の教員が45時間未満で収まっています。これは勤怠管理を導入して、自分の勤務時間が見える化した効果が現れていると思っています。また一方で、過労死ライン、先ほど申し上げましたけれども月時間で80時間以上といわれているのが過労死ラインでありますけれども、今年4月小学校では、そちらを超えている割合は全小学校教職員で5.6%おりました。それが11月には3.5%ということで若干ですが減っております。また中学校は4月当初19%いましたが、こちらも前月と比較しますと17.7%となっております。若干ですが、非常に多くの時間外をしている人数の割合については減っている状況がみえました。こちらについても、やはりICカードの導入による成果であると思っています。教育委員会ですることと、学校ですることの取り組みが色々違ってくる部分があると思いますが、今後、教育委員会としてできることについては、積極的に考えながら学校と情報を共有しながら取り組んでいきたいと思っています。報告は以上です。

○吉田市長 説明は終わりました。ご質問等ございましたらお願いします。

○玉井教育長職務代理 中学校の勤務時間のことですが、例えば、部活動での練習試合や公式試合での時間については、そういうのも全部時間外ですか。

○高梨学校教育課長 休日の時間外については手当がついています。

○玉井教育長職務代理 はい。分かりました。ありがとうございます

○石毛委員 労働状況ですが、学級が少ない学校、それともし今後統合したであろう場合では、労働状況が変わってくる可能性はあるのでしょうか。現状も含めていかがですか。

○高梨学校教育課長 現状ですけれども、現状を把握したところ特に大きな変化はありません。大きな変化はないといえますか、教員が多い方が若干時間は減っている傾向にはあります。

○石毛委員 特に少ないから大変だというわけではないですか。

○高梨学校教育課長 教員は少ない方が校務分掌が多いので、若干多いです。ただ、学校による差があります。学校の風土というか、雰囲気というのものではないかなと捉えております。それにしましても、どの学校についても全体的に減っております。

○越智委員 要望も含めてですが、できる限りの働き方改革を進めていただきたいと思います。物理的に時間を減らすと、それで疲労感とか過労死がどんどん軽減されるというふうなこともありますけれども、教育現場はかなりメンタルな部分が非常に大きいと思います。時間の軽減と同時に、教員がメンタルの部分でどんどん追い込まれていくようなことがないように、学校体制としてフォローしていくような状況を作り上げていただければと思います。

○吉田市長 メンタルで休んでいる人はいますか。

○高梨学校教育課長 現在2名おります。

○吉田市長 他にございますか。よろしいですか。それでは「三浦市の学校教育現場における働き方の改善について」の報告を終わらせていただきます。続いて、次第4の「議事」に入ります。「南下浦市民センター等について」になります。事務局から説明をお願いします。

○増井教育総務課長 まず、私の方から、今回南下浦市民センター等についてお願いした理由についてご説明いたします。

こちらは総合教育会議の役割としてございます「調整」をお願いするものでございます。総合教育会議における「調整」とは、地方教育行政の組織より運営に関する法律第1条の4第1項に規定されております教育を行うための諸条件の整備、その他、地域の実情に応じた教育学術及び、文化の進行をはかるために、重点的に講ずべき施策について、教育委員会の権限に属する事務と、市長権限に属する事務との調和を図ることを意味しております。この「調整」は市長または、教育委員会が特に必要があると判断した事項について、行うものでございまして、教育委員会が所管する重要事項のすべてを総合教育会議の場で「調整」する必要があるといったものではございません。今回の「調整」は、教育委員会権限で文化事業を実施し、図書館を置き維持管理しております南下浦市民センターを市長権限である予算の執行、教育財産の取得処分等によりまして、子育て賃貸住宅として建て替えたうえで、その機能を維持していく計画であるために行うものでございます。具体的には、今後の利用等促進するために、現在公民館として設置しております南下浦市民センターの設置形態を考える事、南下浦市民センター内の図書館を効率的な運営等考えまして指定管理者制度を導入すること等について、でございます。事業の詳細については南下浦市民センター館長よりご説明いたします。

○松井南下浦市民センター館長 南下浦市民センター及び子育て賃貸住宅整備事業の整備につきましてご説明いたします。資料2の移設用地の変更にかかる検討を1枚めくっていただきまして、子育て賃貸住宅等整備事業の欄をご覧くださいと思います。

全国的に人口の減少が加速するなか、三浦市でも平成7年をピークに人口減少が進んでいます。特に、市外への転出者が、市内への転入者を上回る状況があり現在も続いています、こ

れに対応するための施策が求められていました。平成 27 年に策定した本市の計画である、三浦市人口ビジョン及び三浦市まち・ひと・しごと創生総合戦略では三浦市の人口の現状と将来の展望を提示したうえで、三浦市の実情に応じた今後の社会との方向性を示しています。この中で基本的な目標を定めていまして、そのうちの 1 つに三浦市への新しい流れを作るというものがあります。若年の子育て世代を主な対象として、本施設を整備することにより、子育て世代の転入促進と転出抑制を図るといった目的です。また一方で、南下浦市民センターですが、昭和 53 年に建設されており築後 40 年以上ということもあり、建物本体、水道、空調等が老朽化している現状があります。これまで、雨漏りやトイレ改修、電気設備改修等を行っているものの、追いつけていない状況であります。南下浦市民センターには、市役所の出張所、図書館、各サークル団体はじめ、市民の方々などに利用されている貸室などもあり、建物の建て替え等の今後の方針についても検討されていまして、そこで先に言いました、子育て賃貸住宅の整備と併せて、南下浦市民センターの建て替えが検討されることとなり、平成 28 年から庁内体制を整え事業化に向けて検討してきたところでありまして、(2)をご覧ください。(2)には現在の南下浦市民センターの敷地の概要、(3)には、現在の南下浦市民センター施設の状況、(4)には現時点で想定している新たな施設の構成を載せています。南下浦市民センター部分は市役所出張所機能、図書館機能、貸室などの市民センター機能といった、現状のセンターが持っている機能を、現状の諸室、規模を原則維持しながら盛り込んでいく予定です。さらに、現状に加えて市民のコミュニティ、交流促進等に必要なスペースも整備していく想定です。(5)の事業方針ですが、PFI 手法による整備を考えています。PFI とは、民間組織、民間の経営能力及び、自律的能力を活用して公共施設等を整備する手法でありまして、整備する施設案件、各々の規模や条件にもよりますが、民間のノウハウを活用することにより、従来のやり方で公共が施設整備を行うことよりも、全体的に整備費や維持管理費といったコストの縮減が図れる、また、整備時の公共側の出費が抑えられ平準化することができるといったメリットがあります。

今回のこの事業におきましては、昨年度の検討において従来の方式より PFI で実施するほうが効果があるとの結果が得られています。また、ここにも記載しておりますが、事業実施にあたっては PFI 手法の中で、またさらに複数のやり方、方式がありまして、今回のこの事業は市が提供する南下浦市民センター用地に PFI 事業者が新たにこの複合施設を設計、建築した後、市に複合施設の所有権の提示、市が施設を所有しながら、民間事業者がさらにその後 20 年にわたり、複合施設の維持管理運営を行っていく方式、BTO 方式より実施を予定しております。(6)には現段階での大まかなスケジュールを記載しております。1 ページ目の右下には敷地の近況、状況写真を載せております。敷地内にはこの 1 番のエリア、海防陣屋跡だったことを示す石碑、日露戦争における戦没者の慰霊碑、三本の保護樹木、駐車場部分には耐震性水槽等があります。石碑と慰霊碑につきましては現状の場所から移設する可能性はありますが、この既存施設内に残すようにいたします。また、保護樹木、耐震性貯水槽につきましては既存の場所に残したままの整備を考えております。2 枚目の資料をご覧ください。資料には整備のイメージを載せております。実際の整備はこれから市で要求水準書というものを作成し、最低限の基準や仕様を示したり、民間事業者が提案をもらい、より優れた案をプロポーザル方式で徹底していく予定です。ここで載せているこのプランはあくまでも現時点の市における考え方を示したイメージ図であり、実際に整備するプランでないということをご承知おき下さい。左側半分にはイメージする建物のバース。右側にはイメージしている 1 階と 2 階の平面図を載せて

います。1階平面図兼配置図をご覧ください。このプランでは図書コーナー、カフェラウンジ、キッズルーム、工房等の立ち上げ型施設を集積しており、一人でもぶらりと立ち寄りやすい空間としています。また、市民センター付近にはDIY等に利用できる工房を設置しています。ミシンや工具などレンタルすることができ、物づくりに活用するような部屋です。何度も言いますが、これはあくまでもイメージプランであるため、ここでは工房としますが、市民のコミュニティに発展できるような部屋と考えております。プランの北東にはキッズルームを設置しております。またその南側には図書コーナーを設けております。既存施設の図書館は現在、大変有効に利用されています。この新施設においても図書コーナーとして、さらに市民の方々に利用していただけるような施設を考えています。このプランでは、1階にあるカフェやテラスで読書も可能とし、市民の持ち帰りの本や週刊本や雑誌のある図書コーナーとしています。右半分下側に2階平面図を載せておりますのでご覧ください。2階の左側には主にサークル活動で利用する市民センターの貸室を配置しています。現在、大変活発に活用されているサークル活動に対応した実習室、和室、集会室等を整備していく予定です。また、このプランでは南側にあります運動室を配置しており、南側外部にある緑を見ながらフラダンスやヨガ等の活動をイメージしております。資料3ページをご覧ください。先ほど説明したプランのカフェラウンジのイメージについて、さらに詳しく記載しております。民間事業者による提案により実際整備されているものが兼ねているかどうか分かりませんが、市としてはこのようなだれもが気軽に立ち入ることができて、一人でも気ままに過ごせることができる空間を整備していきたいと考えており、このような施設整備となるように、今後の実施方針や要求水準書に反映させたいと考えています。この施設を足掛かりとして、三浦の暮らしの良さを多くの人が感じ、三浦市全体での移住が増加し、本来の施策の目標である三浦市へ新しい人の流れを作り繋がっていくことを目指したいと考えております。簡単ではございますが概要の説明を終わらせていただきます。

○吉田市長 説明は終わりました。質問はございますか。これはまだイメージ図なので、これから事業者のプロポーザルを経て、資質要件として、例えば出張所の機能だとか、南下浦市民センターの講堂だとか会議室の機能はこれだけは確保して下さいというのを提案の材料に市が提出するのですね、その民間事業者がプロポーザル企画提案を頂いて、設定していくという流れになるんですよ。

○松井南下浦市民センター館長 資料2の施設用途変更にかかる検討をご覧いただきたいと思っております。今現在、南下浦市民センターは一番左にあります公民館という位置にあります。社会教育法第20条に基づいて建てられている施設であります。今後、建てられる施設がどういった施設がよるのかということをご検討していただければと思います。今ここに載せているのは、主だったものを4つほど公民館ということで記載をさせていただいております。

○吉田市長 4つ記載してあるのをどうするのですか。

○君島教育部長 現在、南下浦市民センターには、図書館から説明させていただきますが、三浦市図書館の南下浦分館というのがございます。こちらにつきましては、その運営について、

これまで通り直営で行うのか、それとも子育て賃貸住宅という建物が住宅と出張所と貸室含む公民館機能と図書館全体として同一の事業体の方に指定管理していただくの方が効率性が高いのではないかと、また、満足度が上がる、サービスが高まるのではないかとという考え方があります。これについて教育委員会においてもお考えいただきたいというのが1点。

もう1点につきましては、現在の南下浦市民センターの一番の本体的な機能でございます公民館機能。これについて、現在は営利事業、宗教的な事業には利用できませんが現在の利用団体等のサービスを妨げない範囲で、この制限を超えて、より満足度を高め利用者数を増加させるような利用形態が考えられるのではないかとということを検討いただきたいというのが2点目でございます。

○吉田市長　それは総合教育会議では市の方針として決めていきますので、総合教育会議で判断する内容ではありませんので、市としてこういった方針でいくというのを、総合教育会議に諮ってそれでいいかどうかということの判断をするということによろしいですね。今決めなくていいんですよ。

○君島教育部長　今決める必要はありません。

○及川教育長　このことについては、教育委員会で決定することではありません。ただ、教育委員会としては、今まで南下浦市民センターの機能としてもってきた公民館の機能、そして図書館の機能をできるだけ市民が使う、満足する、そういう施設を維持しながら、新しい施設の中に入れていけるようなことを要望しながら進めていきたいということで確認するという事です。

○吉田市長　最終的に方針決定していないのだから、それを総合教育会議で決めてくれというのはおかしいじゃないですか。それは市で一程度プロポーザルをして、どういった施設、どういった運用が必要かこれから議論していくので、そこで教育委員会に市の方から投げて、総合教育会議としてどう判断していくかと、それでいいのか、悪いのか教育委員会として、今ある機能を残してもらいたいというのであれば、また、市の市長部局と協議をしてもらうということなので、ここで決める内容ではないので、議題となっていますがそういった方向性の動きがあるということで頂いたということでもいいですか。結論を出さないといけないの。

○増井教育総務課長　いえ。同じ方向を向いて、あるべき南下浦市民センターと図書館の姿を市がイメージするものと教育委員会がイメージするものの、方向が一緒だということの確認をしていただければ結構です。

○吉田市長　それは市に任せればいいのか。市に任せればいいのか、市と全体の方針としてこれから作り上げていくのだから、それに任せればいいのか。という事だよね。

○及川教育長　任せるというか、公民館機能、図書館機能をきちんと維持していますよということを確認しながら、今後、市が作る要求水準書の中にきちんと盛り込めるようなことをして

いきますということを共有するということではないですかね。もちろん、子育て賃貸については教育委員会の事業ではないので、こちらがすべてを仕切ってというわけではないのですが、現在ある公民館機能、図書館機能については十分に意見を述べながら調整していきたいということを確認するということだと思います。

○吉田市長　では、子育て賃貸住宅もあるし、市の出張所の件もあるし、公民館の件もあるし、図書館の件もあるし、その機能をどうやって追従させていくかというのは、役所の内部の話ではないから、市民に対してどのような形でサービスが提供できるかという視点で、これは市長部局できちんと考えさせますので、それをもって総合教育会議でもう一度ご報告をさせていただくということでございますので、この議事では方向性をここで決めるというのは少し無理があるので保留という事でいいのかな。

○及川教育長　公民館機能、図書館機能といっても、公民館ではない場合もあるので、公民館とは言えない。つまり営利を目的とした事業をするような施設になる場合もある。公民館であることであるならば営利の事業はできない。それは教育委員会が今までやってきた南下浦市民センター中でもってきた機能であるけれども、今回新しくなるものについては、営利なものも行える施設になる可能性もあるということを共有することは必要があると思います。

○吉田市長　それは市でこれから大きな方針を出すから、それで考えればいいのでは。

○増井教育総務課長　その方針を出していただくために教育委員会もそれには反対ではないという共有をするということです。今、公民館ですので公民館を廃止するということになると、それは教育委員会が決めなくてはいけませんので、市がそういう方向性を出していただくためには、ここで、その方向でいっていただいても結構だというような共有をするということです。

○及川教育長　公民館の機能は持っているけれども、持ち続けるように進めるけれども、公民館でなくなる場合もあるということを共有しましょうということです。

○吉田市長　コミュニティセンターとして公民館の機能を併せ持った機能を実現すれば、市民の皆さんにとって利用しやすい施設になりますよね。利用する人たちを考えて、市としては方針を出していくので、それに教育委員会としての要望があれば要望をいただいて、最終的に総合教育会議で意思確認をすればいいということですね。

○及川教育長　スタートの段階での確認をやったということだとは思いますがけれど。

○君島教育部長　今、市長からお話ありました市民のためのというところで、同じ立場に立っているよということを共有しているという、共有してくださいというのが本日の事務局からのお願いでございます。

○吉田市長 はい。分かりました。要は公民館の機能を今は持っていますと、新しい施設になるとその公民館の機能が、教育委員会の所管ではなくなるかもしれないけれども、それが予想されるから、それを総合教育会議で了としましょうということでもいいわけですか。そういうことで市の大きな方針というのは、一程度は出ているけれど、公民館の機能。法による公民館と公民館の機能を持つというのはまた意味が違うから、それは公民館の機能をきちんと維持しましょうということを総合教育会議で合意したということにさせていただいてよろしいですか。

○及川教育長 公民館でなくなるかもしれないということを共有するという事です。教育委員と市で共有しましょうと。

○吉田市長 総合教育会議の所管ということでございますので、公民館と社会教育法に基づく施設の機能がなくなるかもしれないけれども、それは了として市の方針と合致をしていきたいと思いますというこの意思確認をしたということを経済とすればよろしいですね。

○君島教育部長 あとは図書館の方の指定管理施設全体で指定管理機能を導入することについても。

○吉田市長 それはまだ決まっていないので、図書館だけ直営にするかもしれないし。

○及川教育長 図書館についても、あり方については今の図書館法に基づく図書館というものではなくなくなるかもしれないけれども、図書館的な機能は維持していきましょうと。共有しましょうと。

○吉田市長 利用者にとって利用しやすい施設というのを視点にしていかななくてはいけないから、それをお互いに共有しようということで結論とすればいいわけですね。

○及川教育長 教育委員さんとそこを共有しましょうという。今後について決まるのは市民の意見を十分に聞いて決まってくるのですが、教育委員さんとどちらにいくか少し幅を持ったありかたになるかもしれないよということを共有しましょうと。

○吉田市長 ということでございます。それでは今日の議事は「その他」、他に何かございますか。よろしいですか。ないようでしたら以上をもちまして議事を終了させていただきたいと思えます。

いずれにいたしましても、公民館とか市民センターの問題よりも学校教育ビジョンの件をきちんと総合教育会議として仕上げなくてはいけないので、それに対する議論をきちんとやっていきたいと思いますということで閉じさせていただきたいと思えます。

○君島教育部長 ありがとうございます。本日予定しておりました内容はすべて終了いたしました。以上をもちまして本日の総合教育会議を終了いたします。ありがとうございます。傍聴の皆様ご退出下さい。

◇ 午後 3 時 55 分 閉会 ◇